

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、「肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県知事

## 公表日

令和7年7月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の内容 福島県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務を実施する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書を基に審査を行い、所得に応じた自己負担限度額等を決定の上、肝炎治療受給者証を交付する。</p> <p>3 Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li><li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li><li>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li></ul>
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
肝炎医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項、第19条第6号</li><li>・番号法第9条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表四の項</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号</li><li>・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表 百六十五の項</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県総務部文書法務課 住所: 福島県福島市杉妻町2-16 電話024-521-7083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県保健福祉部感染症対策課 住所: 福島県福島市杉妻町2-16 電話: 024-521-7238
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバーの取得の徹底を厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに複数人で確認を行うことを徹底するなど、人為的ミスを防止する対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー入りの書類等を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれてないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月12日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条第1項 別表第一の1の項	・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条	事前	
平成30年1月12日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条第1項 別表第一の1の項	・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条	事前	
平成30年1月12日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計測か	平成28年7月29日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年1月12日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計測か	平成28年7月29日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年2月14日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属	健康増進課長 和田正孝	健康増進課長	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月14日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計測か	平成29年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月14日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計測か	平成29年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月14日	IVリスク対策	項目なし	1～9まで記入	事後	様式改定による修正
令和1年6月14日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－①部署	保健福祉部健康増進課	保健福祉部地域医療課	事後	組織再編による修正
令和1年6月14日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属	健康増進課長	地域医療課長	事後	組織再編による修正
令和1年6月14日	IVリスク対策－8. 監査	[ ]内部監査	[○]内部監査	事後	定期見直しによる修正
令和3年8月20日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	定期見直しによる修正
令和3年8月20日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数－評価対象の事務の	[ 1万人以上10万人未満 ]	[ 1,000人以上1万人未満 ]	事後	定期見直しによる修正
令和3年8月20日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計測か	平成31年1月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和3年8月20日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計測か	平成31年1月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和3年8月20日	IVリスク対策－5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託や情	[ ]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月8日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	福島県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎の医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書を基に審査を行い、所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を発行する。	福島県肝炎治療特別促進事業実施要綱及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月27日デジタル庁・総務省令第八号)に基づき、肝炎の医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書を基に審査を行い、所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を発行する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月8日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項</li> <li>福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号</li> <li>福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月27日デジタル庁・総務省令第八号) 表第4</li> </ul>	事後	
令和7年1月8日	IVリスク対策－8、11	項目なし	8、11を記入	事後	
令和7年7月11日	評価書名	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務基礎項目評価書	事後	
令和7年7月11日	個人のプライバシー等の	<p>福島県は、「福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例」に基づく「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務」における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。</p>	<p>福島県は、「肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。</p>	事後	
令和7年7月11日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	福島県肝炎治療特別促進事業実施要綱及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月27日デジタル庁・総務省令第八号)に基づき、肝炎の医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書を基に審査を行い、所得に応じた自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を発行する。	1 事務の内容 福島県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務を実施する。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 医療費の給付を受けようとする者から提出された申請書を基に審査を行い、所得に応じた自己負担限度額等を決定の上、肝炎治療受給者証を交付する。 3 Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事後	
令和7年7月11日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③	統合宛名システム 中間サーバー	肝炎医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事後	
令和7年7月11日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月27日デジタル庁・総務省令第八号)表第4	・番号法第9条第1項、第19条第6号 ・番号法第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表四の項	事後	
令和7年7月11日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表 百六十五の項	事後	
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計測か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計測か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	